

平成22年8月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 森 直行

平成22年（ネ）第101号不当利得返還請求控訴事件（原審・松山地方裁判所西条支部平成21年（ワ）第275号）

口頭弁論終結日 平成22年6月4日

判 決

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

控訴人（1審被告）	株 式 会 社 武 富 士
同代表者代表取締役	清 川 昭
同訴訟代理人支配人	大 浦 剛
同	四 宮 佳 孝

愛媛県

被控訴人（1審原告）	
同訴訟代理人弁護士	菅 陽 一
主	文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 同部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第1，2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間で、平成9年6月27日から平成21年3月13日にかけて継続的に借入れ及び弁済を行ったことについて、利息制限法に従って計算すると過払金が発生し、不当利得返還請求権を有するとして、控訴人に対し、主位的に、法定利息を年6分で計算した結果に

に基づき、164万7404円（過払金元金159万9549円，過払利息4万7855円）及び過払金元金159万9549円に対する平成21年9月12日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による法定利息，予備的に，法定利息を年5分で計算した結果に基づき、159万4772円（過払金元金155万5980円，過払利息3万8792円）及び過払金元金155万5980円に対する同日から支払済みまで民法所定年5分の割合による法定利息の支払を求めた事案である。

原審は，被控訴人の請求のうち，主位的請求を棄却し，予備的請求を認容したところ，控訴人のみが控訴し，前記第1のとおり判決を求めた。したがって，上記主位的請求は，当審における審理の対象にならない。

2 本件における前提となる事実，争点及び当事者の主張は，後記3のとおり当審における補足的主張を付加するほか，原判決「事実及び理由」第2の2及び3のとおりであるから，これを引用する。

3 当審における補足的主張

（控訴人）

貸金業者が，利息制限法1条1項所定の制限利率を超過する部分を利息債務の弁済として受領したが，その受領につき貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）43条1項の適用が認められないとしても，同項の適用があるとの認識を有し，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときは，民法704条の「悪意の受益者」に該当しないところ，本件においては，上記特段の事情があるから，悪意の受益者に該当しない。すなわち，控訴人は，顧客との契約に際し，基本契約書を締結してこれを顧客に交付し，また，顧客に対して，店頭で貸付金を交付するときには，取引内容等が印字された「領収書兼お取引明細書」を，控訴人店舗内に設置されたATMで貸付を行う場合には，取引内容等が印字された「ATMお取引明細書（領収

書)」を、さらに提携しているATMで貸付を行う場合には、取引内容等が印字された「ATMお取引明細書（領収書）」を交付することとしており、これらの書面は、貸金業法17条1項の要件を満たしている。一方、控訴人が顧客から弁済を受ける際には、店頭において貸付金の弁済を受ける場合、取引内容等が印字された「領収書兼お取引明細書」を、自社のATMを利用して弁済を受ける場合には「ATMお取引明細書（領収書）」を、提携先のATMによって弁済を受ける場合には「ATMお取引明細書（領収書）」を即時に交付することとしており、これらの書面は貸金業法18条1項の要件を満たしている。なお、銀行振込による弁済の場合に、18条書面の交付がなかったとしても、特段の事情がある場合には、みなし弁済が認められるとするのが判例の立場である。このほか、控訴人は、例えば、「借主が自社のATMによって弁済する場合に、ATMが投入現金を収納する前に借主が利息や損害金の具体的な額を認識していなければ、利息・損害金としての支払であったとは認められない。」との裁判例が出された後には、これを受けて自社のATMの全てについて、借主が弁済のために入金する際の操作画面を上記裁判例に適合するように変更するなどの営業努力を行ってきた。以上からすれば、控訴人が被控訴人との取引にあたって、みなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある。

（被控訴人）

控訴人は、本件取引における18条書面として「ATMお取引明細書」（乙3）を提出するが、ATMにおける取引の際に発行された分しか出されておらず、例えば、銀行振込による弁済の場合の分等、すべての弁済時におけるそれは提出されていない。銀行振込による弁済の場合にも、貸金業者は、その都度、直ちに受取証書（18条書面）を弁済者に対して交付又は送付することを要するというのが判例の立場であり（最高裁平成11年1月21日判決）、同判例以前の下級審の裁判例や学説においても、18条書面の交付を要するとする立

場で固まっていた。本件において、控訴人は、被控訴人に対して、上記最高裁判例前のみでなく、最高裁判例後も、銀行振込の場合に18条書面を交付していないのであるから、控訴人がみなし弁済の成立を認識していたはずはない。

上記のとおり、控訴人が本件取引における18条書面として提出する「ATMお取引明細書」(乙3)はサンプルにすぎず、このようなサンプルによって、特段の事情の立証を認めるべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求(原審における予備的請求)はすべて認容すべきと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」第3のとおり(ただし、原審における主位的請求のみに係る部分を除く。)であるから、これを引用する。

2 当審における補足的主張に対する判断

控訴人は、本件においては、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある旨を主張する。

ところで、貸金業法43条1項が適用されるためには、①貸金業の登録をした業者が、②業として行う金銭消費貸借契約に基づく利息又は損害金の支払を受けるに当たって、③債務者が、利息制限法に定める制限額を超える金銭を、利息又は損害金と指定して、任意に支払ったものであって、かつ④貸金業者が債務者に対して、契約締結時に契約の内容を明らかにするため貸金業法17条1項所定の書面を交付しており、さらに⑤貸金業者が債務者から債権の全部又は一部について弁済を受けたときに、貸金業法18条1項所定の書面を直ちに交付することを要するところ、本件においては、控訴人と被控訴人との間で取引が開始された平成9年6月27日から最終取引日である平成21年3月13日までの間の、被控訴人の控訴人に対する弁済の際に、すべて18条書面が交付されたことの立証はない。特に、被控訴人は、平成1

6年1月13日から平成17年8月12日までの間に、銀行振込の方法により控訴人に対する弁済を行ったことが認められる（甲4～19）のに対し、これらの弁済に当たって、控訴人が被控訴人に対し、弁済を認識した都度、直ちに18条書面を交付ないし送付したとの事実を認めることはできない。そして、少なくとも、平成11年1月21日の最高裁判決（民集53巻1号98頁）において、利息制限法による利息の制限額を超える金銭の支払が貸金業者の預金口座に対する払い込みによってされたときには、貸金業者は、貸金業法18条1項の規定に従い、直ちに18条書面を債務者に交付しなければならない旨判示された後は、貸金業法43条1項の適用を受けるために、上記のとおり貸金業者の預金口座に対する払い込みによる弁済後、直ちに18条書面を交付することが必要と認識されていたはずであるにもかかわらず、これが行われていたことの立証がない以上、控訴人において、被控訴人との取引に当たって、上記特段の事情があると認識していたとは認められない。なお、控訴人において、貸金業者の預金口座に対する払い込みによる弁済の場合に18条書面の交付が不要と考える特段の事情が存在したとは認められない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

- 3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官 小 野 洋 一

裁判官 釜 元 修

裁判官 金 澤 秀 樹



これは正本である。

平成22年8月31日

高松高等裁判所第4部

裁判所書記官 森 直行

